

◆ 返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は以下のとおりです。

求職者が入職日より、3ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る。)は、紹介料のうち、勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に振り込む方法により返還するものとする(振込手数料は当事業所の負担とする。)

また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

なお、求職者の退職が、紹介料の支払い前であっても、求人者の紹介料支払責務は消滅しないものとする。

2週間未満	紹介料の全額
2週間以上1ヶ月未満	紹介料の80%
1ヶ月以上3ヶ月未満	紹介料の50%